【令和８年度（第１回）】

執行官採用選考筆記試験（論文式）問題

（注）試験時に施行されている法令が適用されるものとして回答せよ。

第１問　（各問は、独立した問いである。）

１　Ａは、平成１８年１月１０日、Ｂが所有する甲建物をＢから譲り受けたと不注意により誤信して、甲建物の占有を開始した。

⑴　Ｂは、令和７年１２月１０日、Ｃに対し、甲建物を売却し、甲建物について、同日付けでＢからＣに対する所有権移転登記がされた。

令和８年４月１日現在、Ａは甲建物を占有している。

この場合、甲建物の所有権の帰属に関して、ＣがＡに対してすることが考えられる物権的請求及びＡの反論の各内容を根拠とともに論じた上で、Ｃの請求が認められるかを論ぜよ。

⑵　⑴と異なり、ＢがＣに対して甲建物を売却し、その旨の所有権移転登記がされた日が令和８年２月１０日であった場合、⑴の設問について結論に違いが生ずるかどうかを理由とともに論ぜよ。

２　Ａは、平成１０年１月１０日、Ｂが所有し、その旨の登記がされている甲建物について、Ｂから甲建物の管理の委託を受けたため、管理のために占有を開始した。

Ａは、平成１８年２月１０日、死亡した。Ａの唯一の相続人であるＤは、同日から、Ａと同様の方法で、管理のために甲建物の占有を開始した。

令和８年４月１日現在、Ｄは甲建物を占有している。

この場合、ＤがＢに対し、平成１８年２月１０日から甲建物を占有していることを理由として所有権移転登記を求めることができるかを論ぜよ。

（配点：１５０点）

第２問　Ｘは、自己所有の時計を代金１００万円でＹに売却したと主張して、令和７年７月１日、Ｙを被告として、売買契約に基づき代金１００万円の支払を求める訴えを提起した。Ｘは、第１回口頭弁論期日において、ＸとＹが上記契約を締結したことを立証趣旨とし、Ｙの氏名が記名され、Ｙの名字の印影が押されている売買契約書（以下「本件契約書」という。）を書証として証拠の申出をした。

この事例について、以下の問いに答えよ（各問は、独立した問いである。）。

１　訴状及び第１回口頭弁論期日呼出状は、Ｙに交付送達されたものの、Ｙは、答弁書・準備書面を提出せず、第１回口頭弁論期日に出頭しなかったため、第１回口頭弁論期日で口頭弁論が終結された。裁判所が、Ｘが提出した書証を基に、上記契約における時計の代金が８０万円であるとの心証を抱いた場合、どのような判決をすべきか。

２　Ｙは、第１回口頭弁論期日において、本件契約書の成立の真正を争う旨を述べ、本件契約書に押されたＹの名字の印影は、Ｙが所有する印章に係るものではない旨を主張した。このＹの主張の訴訟上の位置付けについて論ぜよ。

（配点：７５点）

第３問　動産に対する強制執行について、以下の各事項を、民事執行法及び民事執行規則の条文を摘示しながら説明せよ。

①　強制執行の開始の方法

②　執行官が行使し得る権限

③　差し押さえることができる動産

④　差押物の売却の方法

⑤　配当等の実施方法

（配点：７５点）